



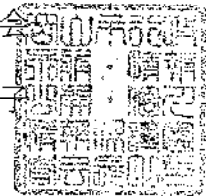
岡情審査第60号

令和4年3月9日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 福重 さと子



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月17日付け岡生自第996号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「保険金、共済金にかかる、自立更生計画書で、生活保護に関連する情報で、請求人に係るもの」に係る保有個人情報開示請求に対して、開示拒否とした決定に対する審査請求についての諮問。



## 第1 審査会の結論

本件請求に対して岡山市長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った開示拒否の決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和2年8月26日付けで、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、「保険金、共済金にかかる、自立更生計画書で、生活保護に関連する情報で、請求人に係るもの。」（以下「本件公文書」という。）についての保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、同年9月4日付けで、本件公文書について、「提出されておらず、公文書不存在であるため。」として、開示拒否の決定（以下「本件開示拒否決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、上記の決定に対し、同年12月3日付けで、本件開示拒否決定を取り消し、本件公文書の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和3年2月17日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

## 第3 請求人及び実施機関の主張要旨

請求人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

## 1 請求人の主張要旨

令和元年7月29日付け岡生自第334-4号及び令和元年10月7日付け岡西福第358号で開示される対象は、平成30年豪雨災害のものと限っていたが、これらの開示の際に、保険金等にかかる自立更生計画書は存在するが、開示を省略すると電話連絡があったので、よく探して全開示して下さい。

## 2 実施機関の主張要旨

### (1) 自立更生計画書について

本件開示請求の対象である自立更生計画書は、生活保護の被保護者が収入申告の際に作成し、岡山市南区西福祉事務所（以下「処分庁担当課」という。）に提出するものであり、処分庁担当課が請求人から受け取った自立更生計画書は、平成30年7月の豪雨災害の被災に伴い支給された義援金に係るもののみである。

請求人が受領した亡父の傷害死亡保険金・傷害入院保険金（以下「死亡保険金」という。）及び家財支払共済金・火災臨時費用共済金（以下「家財共済金」という。）は、いずれも受領から1年以上後に処分庁担当課が、生活保護法第29条による金融機関及び保険会社への照会を行った結果判明した未申告収入である。請求人がこれらを受領したにもかかわらず適正な収入申告をしなかったため、処分庁担当課は不実の申請による生活保護の不正受給と認定している。かかる状況で処分庁担当課が請求人に死亡保険金及び家財共済金（以下「死亡保険金等」という。）に係る自立更生計画書について作成を求めることも、受け取ることもない。

よって、請求人からの死亡保険金等に係る自立更生計画書は存在し

ないため、公文書不存在とした。

(2) 岡西福第358号で開示を行った文書について

岡西福第358号で開示される対象は平成30年豪雨災害のものに限っていたが、この時、保険金等にかかる自立更生計画書は存在するが、開示を省略すると電話連絡があったとする主張は事実ではない。

令和元年8月9日付けで請求人が行った保有個人情報開示、訂正等請求の内容は、請求人に係る、処分庁担当課で管理、保管している個人情報ファイルのわかる情報の閲覧である。これにより実施機関は、令和元年10月7日付け岡西福第358号において、請求対象となる公文書を平成30年の豪雨災害に限定することなく開示しており、自立更生計画書についても、開示している。

#### 第4 審査会の判断

請求人が審査請求書において存在すると主張する「保険金等にかかる自立更生計画書」を処分庁担当課が保有しているかどうか争点であり、これに関し当審査会は以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件開示請求の対象となる本件公文書は、請求人が平成29年3月31日に受領した亡父の死亡保険金及び平成30年8月9日に受領した災害による家財共済金に係る自立更生計画書であると考えられる。

2 本件開示請求に係る本件公文書について

本件公文書を処分庁担当課が保有しているかどうかについて以下に検討する。

なお、条例においては、開示請求について「何人も、この条例の定め

るところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報（中略）の開示の請求（中略）をすることができる。」と規定し（条例第11条）、保有個人情報とは、「実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。」としている（条例第2条第4号）。

(1) 処分庁担当課の弁明書における主張について

ア 処分庁担当課は、請求人が受領した死亡保険金等は適正な収入申告がなされておらず、不実の申請による生活保護の不正受給と認定している。かかる状況においては、請求人に死亡保険金等に係る自立更生計画書の作成を求めることも、請求人から受け取ることもないと主張している。

イ 処分庁担当課は、本件公文書に係る経緯として、請求人が死亡保険金等を受領した年月日、処分庁担当課への死亡保険金等に係る収入報告書の提出が行われていない状況、平成30年7月の豪雨災害に係る自立更生計画書の提出があった状況、処分庁担当課において請求人が死亡保険金等を受領したことを把握した状況、請求人が処分庁に送付した文書中に見られる、死亡保険金等は損害・損失の補填に供しており、自立更生の経費は控除され収入認定されないの、収入ではないから収入申告しないとする請求人の主張、処分庁が請求人の受領した死亡保険金等は未申告による不正受給として、生活保護法第78条による徴収金を決定したこと及び生活保護を停止したこと等を時系列的に説明している。

ウ また、処分庁担当課は、自立更生計画書を徴する根拠として、以下

二点を挙げている。

(7) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号 厚生省社会局長通知）第8の2の（4）において、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と規定している。

(i) 同（5）に、「（4）の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。」と規定している。

上記に照らせば、自立更生計画書は、当然に被保護者が適正な時期に収入を申告することが前提であり、かつ当該収入が自立更生に役立つか否かを審査する前に提出されるものであることは明らかである。しかしながら、本件において、処分庁担当課が死亡保険金等の受領を知ったのは、当該死亡保険金等の受領から1年以上経過した後であるため、自立更生計画書を受け取ることはないと主張している。

エ また、処分庁担当課は、死亡保険金受領の事実が判明した日から請求人が受領した死亡保険金等の用途を述べた令和2年3月24日までの間、処分庁担当課からの死亡保険金等の不正受給に係る再三にわたる指導や生活保護法第78条による徴収金決定及び生活保護停止処分（以下「処分等」という。）があったにもかかわらず、請求人は自立更生に充てられるため収入ではない旨を担当ケースワーカーに

認められたなどと主張するだけであった。自立更生計画書は、処分等の取消しを求める上で重要な証拠になると考えられるが、この間に請求人からの死亡保険金等に係る多くの送付文書の中に、自立更生計画書を作成し処分庁担当課に提出した旨の記載はないと主張している。

オ 処分庁担当課は以上のように死亡保険金等に係る自立更生計画書を受け取っていないということについて、様々な証拠及び状況をあげて説明しているが、その主張について、矛盾していると思われる事情は見いだせない。

(2) 請求人の審査請求書等における主張について

請求人は、本件開示請求の対象となった死亡保険金等にかかる自立更生計画書が存在する理由として、処分庁からの連絡により、保険金等にかかる自立更生計画書は存在するが、開示を省略すると電話連絡があったと主張しているが、これを証明する証拠は示されていない。

また、処分庁担当課が弁明書において、請求人から受領したとする文書の内容を確認すると、令和2年3月30日付け、「岡西福決第4689号保護停止取消令和2年3月以降分保護費支払の催告」中、「3.平成30年7月豪雨災害の義援金について」の中に、「以前の担当者にも、自立更生計画書を提出しました。しばらくすると、ダメだと言われて、指示の通り、複数回提出し直しました。共済金も申告しましたが、〔岡山市南区西福祉事務所所長補佐〕は、当時は『義援金だけ。』と言いました。」との記載が見られ、平成30年7月豪雨に関する自立更生計画書は提出したが、共済金については、提出がなされていないことが確認できる。この他の請求人からの文書においても、死亡保険金等にかかる自立更生計画書を提出したことについての明確な記載



は見られない。

### (3) 処分庁が保有する文書の確認

当審査会は事務局をして、処分庁担当課が保有している請求人に係る文書を検分させた。文書はケース記録票（始期が平成27年9月17日であるもの）、収入申告書、平成30年7月豪雨に係る自立更生計画書、請求人から提出のあった文書等であったが、死亡保険金等にかかる自立更生計画書は確認できなかった。

以上の状況において当審査会は判断を行うこととなるが、条例においては、当該実施機関が当該公文書を保有していることがその開示請求の要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた公文書を実施機関が保有していないことを理由とする拒否決定の審査請求においては、その取消しを求める者が、当該拒否決定時に当該実施機関が当該公文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

本件審査請求についてみると、上記第4の2(1)から(3)に記載した弁明書による処分庁担当課の弁明書における主張、請求人の審査請求書等における主張、処分庁が保有する文書の確認においては、本件自立更生計画書を実施機関が保有していたと推認するには足りないといわざるを得ず、その他これを認めるに足りる事情もうかがわれない。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和 3年 2月17日	諮問書の收受
令和 3年11月19日	審議
令和 3年12月24日	審議
令和 4年 1月26日	審議